

電気自動車を活用した
脱炭素化及び強靱化に関する連携協定

亀 岡 市
ニ チ コ ン 株 式 会 社
日 産 自 動 車 株 式 会 社
京 都 日 産 自 動 車 株 式 会 社

電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定

亀岡市(以下「甲」という。)、ニチコン株式会社(当該会社の子会社であるニチコン亀岡株式会社を含め以下「乙」という。)と日産自動車株式会社(以下「丙」という。)、京都日産自動車株式会社(以下「丁」という。)は、第1条に定義する電気自動車を活用した脱炭素社会の実現および災害対応に関し、次の通り協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、亀岡市における脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減や自助力、共助力、公助力向上を図るための災害対策強化等、地域課題の解決に向けて相互に連携して取り組むことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

- (1) 脱炭素化促進に関すること
- (2) 災害時の支援に関すること
- (3) その他、甲、乙、丙及び丁が協議し必要と認めること

第1章 脱炭素化促進に関すること

(電気自動車及びV2Hの普及促進)

第3条 甲は、亀岡市の脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減対策として電気自動車の計画的な導入を検討するとともに、亀岡市内の電気自動車及びV2Hの普及に向けた諸施策を実施するものとする。

(広報活動、イベント等への協力)

第4条 乙、丙及び丁は、第2条第1号に定める連携事項に関連して、甲が主催するイベント等において、環境意識向上や電気自動車やV2Hの普及啓発、防災の広報活動を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

- 2 前項の協力内容は、イベント等の都度、甲、乙、丙及び丁での協議により取り決める。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、協定に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

(情報提供)

第5条 乙、丙及び丁は、電気自動車及びV2Hの普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

第2章 災害時における電気自動車の活用

(趣旨)

第6条 甲が電気自動車を非常用電源として活用できる体制を整え、乙及び丁の協力を得て、地震(震度5弱以上)又は風水害等大規模災害(避難警戒レベル3以上)が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。)によって、亀岡市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第7条 乙及び丁は、災害時等により、避難所等が開設された時において、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 電気自動車や外部給電器の貸与
 - (2) 電気自動車用充電スタンドの使用許諾
- 2 前項に基づき乙及び丁から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

(協力の要請)

第8条 甲が乙及び丁に対して行う協力の要請は「災害時における協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書进行处理するものとする。

- 2 乙及び丁は、甲の要請があった場合において協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(電気自動車及び外部給電器の貸与)

第9条 乙及び丁は、乙及び丁の指定する日時及び場所で電気自動車や外部給電器を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。

- 2 乙及び丁は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙及び丁の指定する場所から甲の電力供給場所への貸与車両の移動、外部給電器の運搬は、甲の責任において行うものとする。

(電気自動車及び外部給電器の貸与期間)

第10条 貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて期間を延長できるものとし、その期間については、甲、乙、丁それぞれ協議の上、決定するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第11条 乙及び丁は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して乙、丁それぞれの指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾するように努めるものとする。

- 2 前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両の貸与期間とする。

(管理等)

第12条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両及び外部給電器を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲、乙、丁それぞれの間での協議により取り決める。

- 2 甲は、充電スタンドを乙、丁より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、貸与車両や外部給電器、若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに乙及び丁に通知するものとし、その対応について甲、乙、丁間それぞれの協議により取り決めるものとする。
- 4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両や外部給電器、若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両や外部給電器を滅失し、これにより乙、丁に損害が生じたときは、乙、丁に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両や外部給電器、若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両や外部給電器が滅失したときは、その責任について甲、乙、丁それぞれの間で協議し取り決めるものとする。
- 5 甲は、貸与期間中、貸与車両や外部給電器に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙、丁に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙、丙又は丁に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第13条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丙及び丁は一切責任を負わないものとする。

(返却)

第14条 甲は、乙及び丁より貸与車両と外部給電器を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙及び丁に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙丁間それぞれで協議し決定する。

(費用の負担)

第15条 この協定に基づく貸与車両と外部給電器及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

第3章 一般条項

(連絡調整)

第16条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙及び丁があらかじめ様式第3号「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙及び丁は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第17条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙、丙及び丁は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙、丙又は丁から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第19条 甲、乙、丙、及び丁は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この覚書から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれが記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月23日

甲 京都府亀岡市安町野々神8
亀岡市
市長

桂川孝裕

乙 京都府京都市中京区烏丸通御池上る
ニチコン株式会社
代表取締役社長

森 克彦

丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
西日本リージョナルセールスオフィス
地域担当部長

青木基樹

丁 京都市南区西九条高島町45
京都日産自動車株式会社
代表取締役社長

中村正人

(様式第1号)

年 月 日

宛

亀岡市長

災害時における協力要請書

標記について、「電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」第8条1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電気自動車の貸与希望

場所	備考(台数・期間等)

5 外部給電器の使用希望

場所	備考(台数・期間等)

6 充電スタンドの使用希望

	希望有無	備考(期間等)
充電スタンド		

6 担当者

所 属: _____

役職・氏名: _____

電話番号: _____

FAX番号: _____

7 その他の要請及び連絡事項等

--

(様式第2号)

年 月 日

亀岡市長宛

所在地
名称

責任者名
電話番号

災害時における支援活動報告書

貴市からの要請により支援活動を実施したので、「電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 支援活動の項目・内容等

2 期 間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 担当者

所 属 : _____
役職・氏名 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X 番 号 : _____

4 備 考

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	亀岡市
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	
Eメールアドレス :	

企 業 ・ 団 体 名	ニチコン株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	
Eメールアドレス :	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	
Eメールアドレス :	

企 業 ・ 団 体 名	京都日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	
Eメールアドレス :	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。